

現在の中小企業振興基本計画の計画期間は、平成28年4月から令和3年3月までの5年間

計画期間が令和3年3月までのため、今年度中に見直し作業を完了し、新しい計画を策定する必要がある。

しかし、世界的な新型コロナウイルスの感染拡大により、市内の経済・中小企業も大きな影響を受け、先が見通せない現状では、通常時の振興基本計画を策定することは困難である。

（市の責務）防府市中小企業振興基本条例第4条第2項第2号「社会情勢の変化に対応した適切な措置を講ずる」と規定、緊急事態である現状に合わせた計画が必要とされている。

この緊急事態に対応するため、本市経済において重要な役割を担っている、市内の中小企業を保護することを主な目的として「基本計画(暫定版)」を策定し、影響が落ち着くまで「基本計画(暫定版)」により施策を実施する。なお、「基本計画(暫定版)」は、現在の「防府市中小企業振興基本計画」の計画期間を延長し、この計画の中に「新型コロナウイルス関連対策」を追加したものとする。

【 計 画 期 間 】

平成28年4月～令和3年3月  
中小企業振興基本計画

【 期 間 延 長 】

～令和5年3月【予定】  
**基本計画(暫定版)**

令和5年4月【予定】  
第2次中小企業振興基本計画

新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着き次第、新しい防府市中小企業振興基本計画を策定する。